

# 第2章 自治体における財務諸表の作成

## 第1節 総務省の2つのモデル

### 1 2つのモデルの概観

総務省は、全国自治体の財務諸表作成の指針として、平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」、平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表した。この2つの報告書では、自治体が財務諸表を作成する方法として、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」(以下、「改訂モデル」という)という2つの作成方法を示し、財務諸表として貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書を整備することを要請した。

この2つのモデルのうち、基準モデルは、企業会計の考え方と会計実務を基に、税収、移転収支など自治体の特殊性を加味し、資産債務管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的としている。改訂モデルはその目指す方向性は同様であるが、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引状況を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。

両モデルの間では財務諸表の具体的な作成方法、勘定科目の名称や配列が異なるなど、相違点が見受けられる。

本節では、総務省の2つのモデルを比較し、それぞれのモデルの特徴を明らかにする。

### 2 2つのモデルの特徴

#### (1) 財務諸表の作成方法

2つのモデルの財務諸表の作成方法は大きく異なる。基準モデルが基本的に複式簿記に

よる仕訳を行うことを前提としているのに対して、改訂モデルは仕訳を前提とせず、決算統計情報の組替により作成することとなっている。

	財務諸表作成方法 (仕訳入力)
基準モデル	個々の取引情報について発生の都度又は期末に一括して複式記帳（仕訳入力を実施）を行うことにより作成する。
改訂モデル	個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報の組替（仕訳入力は行わない）により作成する。

##### ア 基準モデル

基準モデルは、官庁会計の個々の歳入歳出などのデータから複式仕訳を行い、総勘定元帳等の会計帳簿を作成し、それらを積み上げて財務諸表を作成する。特に、日々の歳入歳出の執行などから仕訳を行う、いわゆる日々仕訳方式であれば、作成方法としては企業会計と同等であるといえる。

一方で、決算期に歳入歳出などの個々のデータを事後的に複式化して財務諸表を作成する、いわゆる一括変換方式によって財務諸表を作成することも示されている。

基準モデルを採用している自治体の多くが日々仕訳方式を実施していないこと<sup>1</sup>から、一括変換方式が一般的であるといえる。

<sup>1</sup> 第Ⅱ編第3章を参照

**イ 改訂モデル**

改訂モデルについては、従来の総務省方式と同様で、基本的に決算統計情報を基にして、引当金の計上など発生主義会計に特有の処理を行った上で作成する。このため、システムの大幅な変更は必要とせず、作成事務の負担をかけずに財務諸表を作成することができるモデルであるといえる。また、従来の総務省方式との大きな違いとしては建物や土地といった固定資産について、個々の固定資産の金額を把握した上で財務諸表に反映させるために、段階的に固定資産の台帳を整備することを示している点が挙げられる。

**(2) 固定資産の評価基準**

基準モデルでは、有形固定資産は原則として公正価値で評価するものとしている。一方、改訂モデルでは、決算統計による過去の支出額の積み上げとなるが、将来的には固定資産台帳の段階的整備を行い、「基準モデル固定資産評価要領」を参考として算定された再調達価額で計上することが求められている。

有形固定資産の評価基準	
基準モデル	有形固定資産は原則として公正価値で評価するものとしている。なお、土地は一定のルールのもと定期的な再評価が必要となっている。償却資産については、原則、再評価の必要はない。
改訂モデル	当面、決算統計情報等を活用することを認めており、取得原価を基礎として算定した価額をもって有形固定資産に計上することが認められる。ただし、徐々に固定資産台帳の段階的整備を行い、「基準モデル固定資産評価要領」を参考として算定された再調達価額で計上することが求められる。

**ア 基準モデル**

有形固定資産は公正価値で評価することに特徴がある。

土地については、対象年度の期末において時価変動が5%以上になることが明らかな場合は再評価を行うが、その場合を除けば、原則3年ごとに再評価を行う。償却資産については、原則として別途再評価を行わないが、著しい破損や陳腐化した場合には再評価を行うこととなる。

**イ 改訂モデル**

当面の間、決算統計で把握することができない資産や売却可能資産を除いて、取得原価で評価可能であることに特徴がある。ただし、将来的には公正価値評価が求められる。

売却可能資産は再評価（評価替）が求められることになるが、実務上、利用状況等に大きな変化がない場合は、基準モデルとの整合性を踏まえ、3年ごとの評価等、合理的な方法の選択が可能となっている。

## (3) 減価償却

基準モデルでは、資産の種類ごとに耐用年数を設定し減価償却費を計上するが、インフラ資産については直接資本減耗という処理を行っている。改訂モデルでは、決算統計組替により作成する場合は決算統計の区分ごとに減価償却を行い、固定資産台帳の整備後は固定資産ごとに減価償却を行う。

減価償却	
基準モデル	個々の資産種類ごとに耐用年数が規定されており、これに基づき、資産ごとに定額法により減価償却を行う。なお、インフラ資産については、減価償却費として行政コスト計算書に計上せず、直接資本減耗として、純資産変動計算書に計上することになる。
改訂モデル	決算統計情報に基づいた簡便的作成方法を認めていたため、減価償却についても、個々の資産ごとに減価償却計算を行うのではなく、決算統計の区分及び取得年度ごとの資産グループを償却単位として減価償却計算が行われる。 なお、固定資産台帳の段階的整備が行われた資産から個々の固定資産ごとに償却を行う。

## ア 基準モデル

個々の資産ごとに定額法により減価償却計算を行う。耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。

償却資産のうち事業用資産については、減価償却費を行政コスト計算書の費用として計上するが、インフラ資産については、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないため、独立行政法人会計基準と同様に、行政コスト計算書の費用とはせずに純

資産変動計算書上で直接資本減耗として処理することとされている。

## イ 改訂モデル

固定資産について決算統計情報の積み上げにより積算する場合は、決算統計の区分及び取得年度ごとの大括りな資産グループを単位として減価償却費を算定し、行政コスト計算書に計上する。なお、直接資本減耗という考え方は用いていない。

## (4) 税収の取扱

根拠の考え方はモデルごとに異なるが、税収の取扱に係る2つのモデルに共通する点として、行政コスト計算書の収益ではなく、純資産変動計算書に計上されている点がある。

税収	
基準モデル	税収は「主権者としての住民からの拠出」と考え、純資産変動計算書に計上する。
改訂モデル	純資産の変動項目を一括表示することが明瞭であるとして、純資産変動計算書に計上する。

## ア 基準モデル

税収は「主権者としての住民からの拠出」と考え、収益には当たらないものであると見なして、行政コスト計算書に収益として計上せず、企業会計の資本に当たるものと整理し、純資産変動計算書に計上している。

## イ 改訂モデル

税収を住民からの拠出と考えるわけではないが、純資産の変動項目を一括表示することが明瞭であるとして、行政コスト計算

書には計上せず、純資産変動計算書に計上している。

### (5) 財源の表示

2つのモデルの純資産変動計算書での表示方法は異なるが、固定資産の形成に係る財源が表示されるという点では共通している。なお、こうした財源情報の表示については企業会計には見られない2つのモデルに特有なものである。

財源の表示 (純資産の内訳)	
基準モデル	純資産について、「財源」、「資産形成充当財源」、「その他の純資産」に分類する。原則として、財務諸表作成開始時の純資産額の全額は「開始時未分析残高」として計上する。
改訂モデル	純資産について、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「資産評価差額」、「その他一般財源等」に分類する。 財務諸表作成開始時における各財源別内訳については、合理的な推計により算定する。

#### ア 基準モデル

純資産変動計算書では、縦列に財源変動の部、資産形成充当財源変動の部、その他の純資産変動の部を表示し、横列を財源、資産形成充当財源（調達源泉別に分類）、他の純資産に分類し、純資産の変動を財源別に表示している。純資産変動計算書の概要は図表1のとおりである。

なお、発生主義会計による財務諸表作成開始時に、調達源泉別の資産形成充当財源の内

訳を把握することは困難であるため、原則として開始時の純資産額の全額を開始時未分析残高として計上する。

基準モデルでは、「財源」を示すため、通常の複式簿記に基づく仕訳に加えて「財源仕訳」という特殊な仕訳が必要となる。例えば、現金による土地の取得の場合、通常の複式簿記の仕訳では、

(借方) 土地

(貸方) 現金

という仕訳により、土地という資産の増加と土地の購入に要した現金という資産の減少を示す。しかし、基準モデルでは財源仕訳も加わることになり、

(借方) 土地

(貸方) 固定資産形成支出 (キャッシュ・フロー)<sup>2</sup>

(借方) インフラ資産形成への財源措置

(貸方) 固定資産形成

としている。

上記下線部が、純資産変動計算書に表示される財源仕訳となる。この仕訳の際、「固定資産形成」について、「資産形成充当財源」の中で、さらにどの財源により調達されたかを特定する必要がある。

固定資産を売却・廃棄する場合や、減価償却費を計上する場合も、同じく固定資産取得に伴う財源を特定することにより財源が純資産変動計算書に計上される。

<sup>2</sup> 通常の企業会計では、貸借対照表の資産科目である「現金」で仕訳を行うが、基準モデルではキャッシュ・フロー計算書の増減として記録する。

図表1 基準モデルの純資産変動計算書の概要

	財源		資産形成充当財源			その他純資産 開始時未分析 残高	純資産合計
	財源余剰	未実現財源 消費	税収	移転収入	公債等		
前期末残高							
当期変動額							
財源変動の部							
財源の使途							
純経常費用への財源措置							
固定資産形成への財源措置							
財源の調達							
税収							
移転収入							
その他の財源の調達							
資産形成充当財源変動の部							
固定資産の変動							
評価・換算差額等の変動							
その他純資産変動の部							
開始時未分析残高							
当期末残高							

※土地を取得した場合、財源変動の部の「固定資産形成への財源措置」と、資産形成充当財源変動の部の「固定資産の変動」に計上される。

#### イ 改訂モデル

純資産変動計算書では、縦列に純経常行政コスト、一般財源、補助金等受入、臨時損益、科目振替を表示し、横列を公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額と財源別に表示している。

発生主義会計による財務諸表作成開始時における各財源別内訳については、合理的な推計により算定することとしている。

## 第2節 東京都の新公会計制度

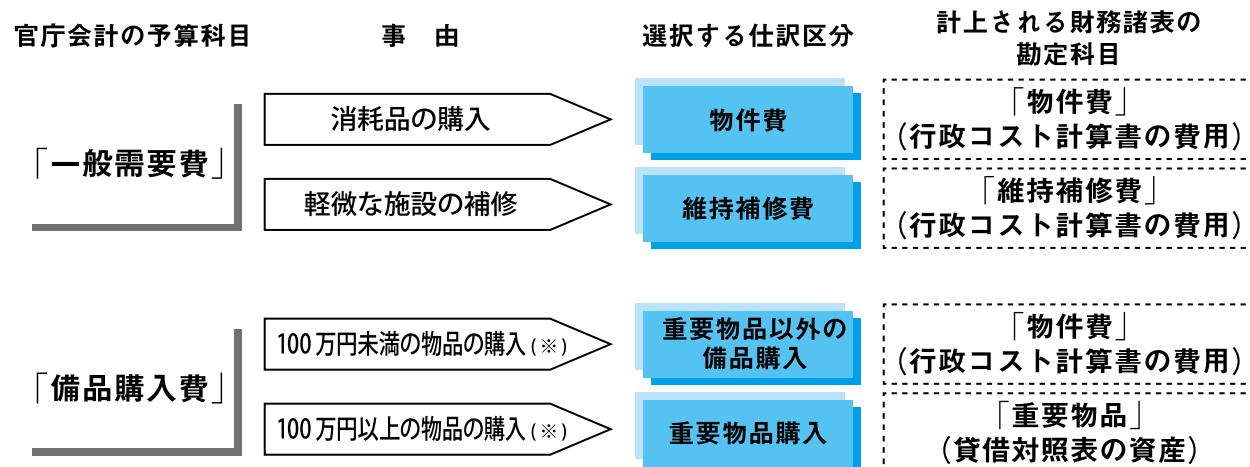
### 1 東京都の新公会計制度

東京都の新公会計制度は、地方自治法等の法令で定められた従来の単式簿記・現金主義会計による決算制度の仕組は維持する必要があるという前提条件を満たすため、従来の公会計と両立できる制度を構築した。システムを用いた会計処理の際、予算科目と財務諸表の勘定科目とを連動させることにより、可能な限り複式の仕

訳に係る手間を省く工夫を行った。

具体的には、官庁会計の歳入歳出の予算科目等を入力する際に、複式簿記の勘定科目を選ぶための仕訳区分を選択することで、財務諸表に必要な計数が積み上がっていく仕組になっている。仕訳区分のイメージは図表2のとおりである。

図表2 仕訳区分のイメージ



(※) 東京都では、100万円以上の物品を重要物品としている。

また、固定資産の計上の方法も大きな課題となった。建物や土地など「公有財産」とよばれる資産は、地方自治法上、行政財産、普通財産に分類されている。行政財産とは行政が行政サービスに利用するものであり、庁舎や福祉施設、公民館や公立学校など様々な財産をいう。この行政財産は売却などの処分が認められない財産となる。これに対して、普通財産とは行政財産以外の公有財産であり、具体的には、直接に特定の行政目的で使用しなくなった財産等で、貸付や売払によって経済的価値を発揮させることが可能である。こうした行政財産と普通財産という分類により資産を表示した方が、資産の管理や処分に加

えられている制限を明らかにできるという利点がある。

さらに、固定資産の扱いにおいて課題となるのが道路である。自治体は道路の土地や舗装・ガードレールなどの構築物を所有しており、東京都にも膨大な数の都道が存在する。道路については、他の公有財産とは区別し、固定資産として計上しないとする考え方もあるが、東京都では、道路も複数年度利用可能であるため、性質上固定資産として扱うのが妥当と考えて資産として計上している。

さらに、検討の際に重視したのが、我が国の企業会計における一般に認められた会計原則との整合性である。民間企業との比較や第

3セクターとの連結、財務諸表利用者の理解のしやすさなどを考えると、企業会計との整合を図ることは重要となる。例えば、有形固定資産の評価については、東京都では我が国の会計慣行との整合性をとることを重視し、取得原価主義によっている。また、各財務諸表の基本的な構成、例えば貸借対照表の流動と固定の分類、キャッシュ・フロー計算書の活動区分などについても企業会計を意識したものとなっている。

こうした財務諸表を作成するための基準を示したものが東京都会計基準である。東京都会計基準では、会計処理の基本的な考え方から、財務諸表の体系、各勘定科目の説明など、財務諸表に係る詳細な内容を定めたものになっている。

## 2 東京都会計基準

会計には処理を行う際に守るべきルール、規範がある。例えば民間企業であれば企業会計原則や個々の会計処理について定めた様々な会計基準、さらに会社法、金融商品取引法など法律による規範もある。

一方で、自治体が複式簿記・発生主義会計で財務諸表を作成するルールについては、東京都の新公会計制度の検討時には存在しなかった。このため、独自に検討を行い、東京都会計基準を策定した。東京都会計基準の主な特徴としては以下のとおりである。

### ① 収入と収益

東京都会計基準では総則において、発生主義会計を導入することを明記している。通常民間企業の発生主義会計では、「収益」とそれを獲得するために要した「費用」という関係で、損益計算書にその金額と差額である利

益を表示している。

しかし、行政活動はそもそも利益の獲得を目的としたものではなく、また、収益と費用との間には必ずしも直接的な対価性はない。このため、東京都会計基準では、そうした違いを明確にするため、収益という言葉ではなく、収入という表現を用いている。

### ② 出納整理期間

自治体の会計事務では、地方自治法により、年度終了後2か月間の出納整理期間が定められている。東京都の複式簿記・発生主義会計においては、官庁会計の決算数値との整合性を重視するため、年度終了後の出納整理期間中の収入・支出についてはその年度内の財務諸表に反映される仕組になっている。

### ③ 取得原価主義の採用

貸借対照表に計上する資産のうち、建物、土地といった有形固定資産については、どのような金額で計上するかが重要な課題となる。我が国の企業会計では、有形固定資産については原則として取得した際の金額で計上し、その後再評価は行わないという取得原価主義という考え方が採られている。東京都では、こうした状況を鑑み、以下の理由により取得原価主義を採用している。

- ア 民間企業との比較が可能となること。
- イ 外郭団体や公営企業との連結財務諸表を作成する場合、取得原価主義によるとすべての団体が統一的な評価基準に基づいて連結できること。
- ウ 過去の一般財源や公債の発行により、どれだけの資本形成が行われたかを把握できること。

工 取得原価は支出額という客観的なデータに基づくため、恣意性を排除した数値となること。

なお、固定資産のうち、有価証券及び出資については、著しく時価が低下したとき又は実質価額が著しく低下したときには、減額を行う強制評価減を適用している。

#### ④ 国際公会計基準との比較可能性

公的部門における国際的な会計基準として国際公会計基準<sup>3</sup>がある。東京都会計基準の策定に当たっては、我が国の企業会計の会計基準、公営企業会計に加えて、国際公会計基準についても検討の際に参考にした。このため、東京都会計基準により作成される財務諸表の構成については、国際公会計基準とほぼ同じ考え方に基づくものとなっている。

### 3 決算作業

財務諸表に計上される金額のほとんどは、前述した仕訳区分の選択により自動的に積み上がる。決算時においては、収入・支出とは連動していない引当金の算定・計上、固定資産を管理しているシステムと財務会計システムの計数との照合作業等が必要となる。具体的な作業としては以下のとおりになる。なお、これらの決算整理作業は、例年、出納閉鎖後の6月上旬から8月上旬にかけて行う。

- ・財務会計システムのデータ点検作業
- ・財務会計システム以外の連携システムデータとの照合作業
- ・引当金の計上処理、固定（長期）から流動（短期）への振替作業

#### ・注記の作成

##### ① 財務会計システムのデータ点検作業

財務会計システムにおいて現金取支に伴う日々仕訳が正しく入力されているかの点検や、収入未済、投資有価証券、貸付金、出資金、基金等について、官庁会計の決算関連資料等の数値と、財務諸表の計上数値が一致しているかの点検を行う。

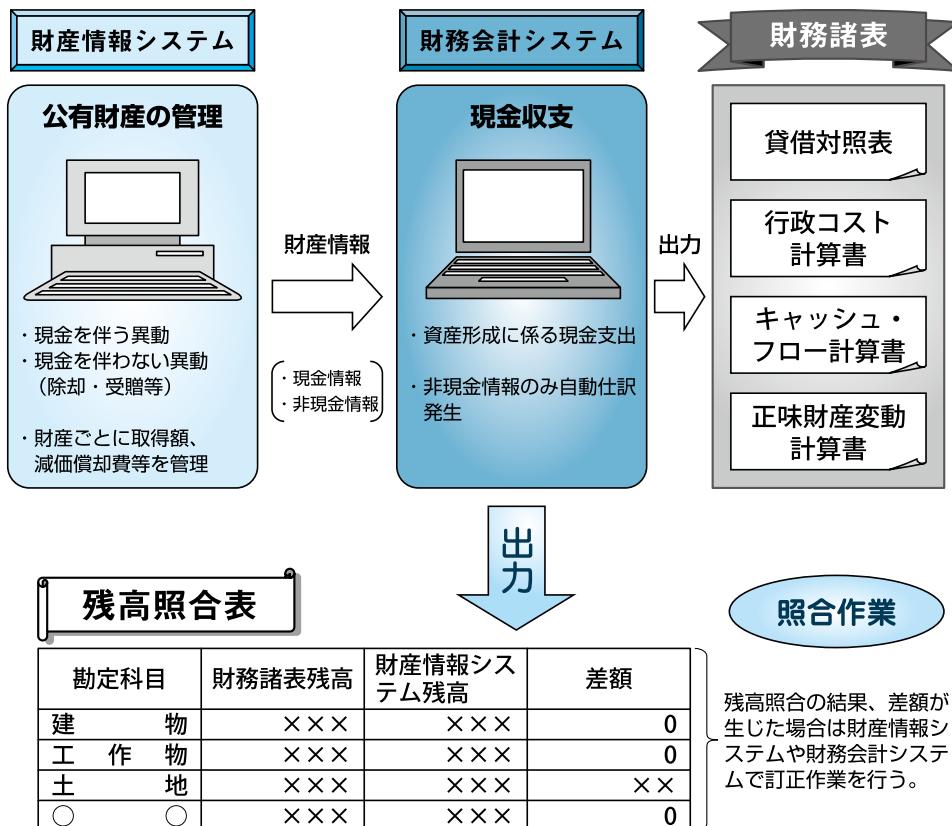
##### ② 貢献会計システム以外の連携システムデータとの照合作業

固定資産の管理を行っている財産情報システム（公有財産）、道路資産管理システム（道路資産）、物品管理システム（重要物品）から財務会計システムにデータを取り込み、財務会計システムで把握しているデータとの照合を行う。従来、固定資産のデータはそれぞれの管理システムで管理しており、現金の収支の管理とは別であったが、複式簿記・発生主義会計の導入により、固定資産の管理システムで把握している残高と、財務諸表で示される固定資産の金額等を一致させる必要がある。

例えば公有財産であれば、財産情報システムの公有財産のデータを財務会計システムに取り込んで、財務会計システムから残高照合表を帳票出力し、土地、建物といった固定資産の金額について、財産情報システムと財務会計システム間で差額が生じていないか照合を行う。照合の結果、差額が発見された場合、資産の1件1件にまで立ち入って差額の原因を解明し、訂正仕訳を行って差額を解消させる。照合については図表3のとおりである。

<sup>3</sup> 国際公会計基準の詳細については、第Ⅲ編第4章を参照

図表3 財産情報システムと財務会計システムとの照合



- ③ 引当金の計上処理、固定（長期）から  
流動（短期）への振替作業

東京都の財務諸表では引当金として、不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金を計上している。不納欠損引当金・貸倒引当金は、過去3か年の実績額や債権の状況等から不納欠損率・貸倒率を歳出目別に計算し、その率を基にそれぞれの引当金額を算定する。決算日時点での引当金額と当該年度の引当金の差額が、引当金繰入額（もしくは引当金戻入益）となる。退職給与引当金は、在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を算定し、算定額と決算日時点での退職給与引当金との差額を繰入（戻入）額として計上する。

また、資産のうち減債基金及び貸付金、負債のうち都債及び借入金については、財務会計システム上、自動的にすべて「固定（長期）」に計上される仕組になっているため、そこか

ら翌年度に回収・償還予定額分を「流動（短期）」に振替処理を行う。

#### ④ 注記の作成

注記とは、資産及び負債等の状況を明瞭に表示するため、財務諸表上の価額の意味等を補足するために記載するものである。有形固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準などを記載した「重要な会計方針」や、主要な事業の改廃、組織の大幅な変更などを記載した「重要な後発事象」などの項目について作成する。

### 4 議会への提出

作成した財務諸表は、「決算参考書財務諸表」として取りまとめ、官庁会計による決算書等とともに東京都議会に提出している。また、局ごとの財務諸表についても、決算を審査する決算特別委員会の分科会に提出している。

## 5 東京都の財務諸表

東京都の財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書から構成され、さらに附属明細書と注記が付されている。

東京都会計基準は、民間の企業会計基準に準拠しながらも、行政の特質を考慮したものとしているため、財務諸表の構成が民間と同様となっており、両者の比較が容易である。個々の勘定科目などについては予算科目や地方自治法に基づく財産分類の考え方などを考慮しており、会計実務に携わる自治体職員にとっても理解しやすい形になっている。

実際に東京都が作成した財務諸表の概要を以下に示す。なお、各財務諸表の金額は平成21年度の東京都一般会計決算のものとなっている。

### (1) 貸借対照表

東京都の貸借対照表は、資産、負債及び正味財産に区分している。

資産については、民間と同様に流動資産と固定資産に大別している。固定資産については、行政財産、普通財産、重要物品、投資その他の資産などがあり、これらの構成は、基本的に地方自治法に基づく財産分類の考え方によるものとなっている。

このほかに金額的に大きな固定資産としてインフラ資産がある。道路、港湾施設など、性質上、売却することが著しく困難であり、都市活動の維持及び拡大に不可欠であるという特性をもつ財産については、庁舎などの一般的な財産とは区分した方が情報として有用であると考え、独立した勘定科目で表示している。

負債の主なものは都債（公債）であり、これを償還年度に応じて流動負債と固定負債に分類している。また、負債性引当金として退職給与引当金を計上している。

貸借対照表の概要は図表4のとおりである。

図表4 貸借対照表の概要

平成21年度貸借対照表の概要(一般会計)  
(平成22年3月31日現在)

科 目	金額(億円)	科 目	金額(億円)
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
I 流動資産	10,371	I 流動負債	6,144
現金預金	214	還付未済金	50
収入未済	1,531	都債	6,051
▶ 不納欠損引当金	△ 203	短期借入金	0
基金積立金	7,711	その他流動負債	43
短期貸付金	1,103	II 固定負債	71,164
▶ 貸倒引当金	0	都債	58,640
その他流動資産	15	長期借入金	0
		退職給与引当金	12,294
II 固定資産	280,343	その他固定負債	229
行政財産	57,203		
普通財産	10,764	<b>負債の部合計</b>	77,307
重要物品	751		
インフラ資産	138,576	<b>正味財産の部</b>	
建設仮勘定	8,591	正味財産	213,406
投資その他の資産	64,458		
うち貸倒引当金	△ 54	<b>正味財産の部合計</b>	213,406
		<b>負債及び正味財産の部合計</b>	290,714
<b>資産の部合計</b>	290,714		

計数は四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。以下同じ。

評価性引当金として、収入未済（未収金）と貸付金に対する引当金を計上

建物、土地、工作物などを行政財産と普通財産に大別し計上  
港湾施設、道路などはインフラ資産として計上

投資その他の資産は、有価証券、出資金、基金（目的を定めて積み立てた額）などを計上

主な負債は都債（公債）。流動と固定、合わせて64,691億円

退職手当に対する引当金を計上

資産と負債の差額を正味財産として計上

## (2) 行政コスト計算書

民間企業では、利益又は損失を明らかにする財務諸表として損益計算書を作成しているが、東京都では行政サービスの費用とその財源を明らかにするという目的から行政コスト計算書という名称を用いた財務諸表を作成している。

東京都の行政コスト計算書は、収支が行政収支の部、金融収支の部、特別収支の部の3つの区分から構成され、それぞれ民間企業の営業損益、営業外損益、特別損益という区分に類した構成となっている。

行政収支の部においては、収入として地方税や使用料収入、国からの交付金など、一般的な財源が計上され、費用として給与関係費、

固定資産形成とならない備品、消耗品、維持補修、社会保障などの扶助費、減価償却費、引当金の繰入額などが計上される。

金融収支の部においては、収入として受取利息など、費用として公債の発行差金や支払利息などが計上される。

特別収支の部においては、固定資産売却損益や除却損が計上される。

従来の官庁会計では、減価償却費や引当金はもちろん、公債発行差金や固定資産売却損益という概念そのものがなかったが、複式簿記・発生主義会計を導入することでこれらの情報を組み込んだコスト情報の把握が可能となった。

行政コスト計算書の概要は図表5のとおりである。

図表5 行政コスト決算書の概要

## 平成21年度行政コスト決算書の概要(一般会計)

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

科 目	金額(億円)
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	51,049
うち地方税	42,998
国庫支出金	3,462
使用料及手数料	831
2 行政費用	48,726
うち給与関係費	13,940
補助費等	10,503
減価償却費	1,103
行政収支差額	2,323
II 金融収支の部	
1 金融収入	302
受取利息及配当金	302
2 金融費用	1,084
うち公債費利子	1,053
金融収支差額	△ 783
通常収支差額	1,540
特別収支の部	
1 特別収入	254
固定資産売却益	45
その他特別収入	208
2 特別費用	199
うち固定資産売却損	20
固定資産除却損	98
その他特別費用	60
(特別収支差額)	55
当期収支差額	1,594

一般的な行政サービスを提供するための財源と費用を、行政収入と行政費用と表示

受取利息や公債の支払い利子などを、金融収入と金融費用と表示

行政収支と金融収支を合わせたものを、通常収支差額として表示

固定資産売却益、固定資産売却損などを、特別収入と特別費用と表示

行政収入はほかに、地方譲与税、地方特例交付金、財産収入など

行政費用はほかに、税運動経費、物件費など

当期の収支差額は1,594億円

### (3) キャッシュ・フロー計算書

民間企業とは異なり、東京都ではキャッシュ・フローの情報を予算執行や収入の際に行われる仕訳と同時に生成する。これは従来の現金主義である官庁会計との同時処理を可能とするために採られた方法である。

東京都のキャッシュ・フロー計算書は、民間企業と同じ考え方に基づく区分になっており、一般的な行政活動の収支を示す行政サービス活動キャッシュ・フロー、固定資産の形成などに充てられる社会資本整備等投資活動キャッシュ・フロー、公債や借入金の増減に伴う収支を示す財務活動キャッシュ・フローの3つに分類している。

東京都の仕訳の仕組としては、まず1件1

件の予算執行の際に、キャッシュ・フローの科目が選択され、その情報が貸借対照表又は行政コスト計算書に計上されるというものになっている。

例えば物品を購入する場合、金額が小さく費用になるものであれば行政サービス活動キャッシュ・フローの「物件費」という科目を選択することで、行政コスト計算書の同じく「物件費」という費用に計上される。金額が大きく固定資産になるものであれば、社会資本整備等投資活動キャッシュ・フローの「物件費」を選択し、貸借対照表の「重要物品」という科目が増加するということになる。

キャッシュ・フロー計算書の概要は図表6のとおりである。

**図表6 キャッシュ・フロー計算書の概要**

平成21年度キャッシュ・フロー計算書の概要(一般会計)

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

科 目	金額(億円)	科 目	金額(億円)
I 行政サービス活動		II 社会資本整備等投資活動	
税収等	44,383	国庫支出金等	2,174
国庫支出金等	3,515	財産収入	109
業務収入その他	3,019	基金繰入金	3,395
金融収入	231	貸付金元金回収収入等	2,367
収入合計	51,147	保証金収入	4
税運動経費	11,041	収入合計	8,049
行政支出	37,035	社会資本整備支出	3,269
金融支出	1,057	基金積立金	6,010
特別支出	17	貸付金・出資金等	4,158
支出合計	49,150	保証金支出	0
行政サービス活動収支差額	1,998	支出合計	13,437
		社会資本整備等投資活動収支差額	△ 5,388
		行政活動キャッシュ・フロー収支差額	△ 3,390
		III 財務活動	
		財務活動収入	4,565
		収入合計	4,565
		財務活動支出	1,369
		支出合計	1,369
		財務活動収支差額	3,195
		収支差額合計	△ 195
		前年度からの繰越金	409
		形式収支	214

- ・有形固定資産の取得や基金の積み立て・取崩によるキャッシュ・フローを社会資本整備等投資活動
- ・公債や借入金の増減によるキャッシュ・フローを財務活動
- ・それ以外の一般的な行政活動によるキャッシュ・フローを行政サービス活動に分類

#### (4) 正味財産変動計算書

貸借対照表の資産と負債との差額を、東京都では正味財産と称している。その正味財産の増減を要因ごとに示したのが正味財産変動計算書となる。民間企業の株主資本等変動計算書に合わせた構成となっている。

#### (5) 注記

東京都の財務諸表では、重要な会計方針、重要な後発事象、偶発債務、追加情報、その他各財務諸表に関する事項について注記している。

代表的なものは以下のとおりである。

ア 有形固定資産の減価償却の方法としては、定額法によっている。ただし、道路の構築物については部分的取替に要する支出を費用として処理する方法を採用している。

イ 不納欠損引当金及び貸倒引当金については、当該債権の弁済状況、貸付相手先の財務内容、過去3か年の実績等により過去の不納欠損又は貸倒の実績率を算定し計上している。

ウ 債務負担行為の金額を示している。

エ 行政コスト計算書の当期収支差額と、キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との差額の内訳を注記している。これは、東京都ではキャッシュ・フロー計算書を直接法により作成しているため、差額の要因を明らかにするためである。

#### (6) 事業別・組織別の財務諸表の作成

東京都の財務諸表は、東京都の全体や会計ごとという大きなレベルだけでなく、個別の組織や事業についての財務諸表を作成できる

仕組になっている。これにより、各事業についても発生主義会計によりコスト情報を把握し、事業の改善や見直しにつなげていくことができる<sup>4</sup>。このため、東京都では、会計合計のほかに、会計別、組織別、任意に設定した事業別など、様々な単位による財務諸表を作成することが可能なシステムを構築した。

### 6 東京都方式簡易版

東京都方式による複式簿記・発生主義会計の導入には資産台帳の整備や財務会計システムの再構築などの準備が必要となる。そのため、自治体によっては経済的・事務的な負担が重いと考えられた。そこで、東京都では、東京都の財務諸表とほぼ同様の様式の財務諸表を決算組替方式により作成する「東京都方式簡易版」を新たに提案することとした。東京都方式簡易版は東京都方式を導入するまでの過渡的な取組と位置付けているものである。

東京都方式簡易版の特色を表すキーワードは、(1) 容易性、(2) 発展性、(3) 企業会計との比較可能性となる。

#### (1) 容易性

従来の総務省方式や改訂モデルは決算組替方式であるが、東京都方式簡易版はこれらと異なり、目的別に分類して集計する必要がないため、より容易に財務諸表を作成することができる。また、資産の評価方法として取得原価主義をとっているため、改訂モデルと異なり、売却可能資産を切り分けて把握する必要もなく、さらに、正味財産（純資産）変動計算書において財源を把握する必要もないものとなっている。

<sup>4</sup> 東京都における財務諸表の具体的な活用事例については、第II編第4章を参照

## (2) 発展性

財務諸表の精度を高め、多様な財務諸表を迅速に作成するためには、複式簿記・発生主義会計を導入し本格的な財務諸表の作成に取り組むことが必要である。東京都方式簡易版は決算組替方式により財務諸表を作成するが、並行して、資産台帳の整備や複式簿記によるシステム導入の検討も進めることで、複式簿記・発生主義会計の導入に発展させることができるとなる。

## (3) 企業会計との比較可能性

東京都方式簡易版により作成された財務諸表の勘定科目体系は、簡略化されているものの東京都の財務諸表とほぼ同じである。東京都の財務諸表は企業会計と基本的な考え方と同じであるため、東京都方式簡易版についても企業会計の財務諸表と構成等が同じであり、財務諸表の理解が容易であり、また、民間企業との比較も可能となっている。

## 7 今後の課題

東京都では平成18年度決算から複式簿記・発生主義会計を導入し、平成22年9月に公表した平成21年度財務諸表で4回目の決算となる。これまでの財務諸表作成の取組の中で見えてきた今後の課題として以下のようなものがある。

### ① 一層の迅速化

東京都の財務諸表は日々仕訳方式で作成されるため、東京都全体はもちろん、事業別や組織別といった財務諸表についても毎年9月中旬までに作成している。今後は更に財務諸表の作成を効率化し、より一層の迅速化を果たしていくことが望まれる。

### ② 省力化

財務諸表の作成は東京都の局という組織単位で行われるが、毎年出納整理期間が終了した5月末以降は、各局では決算統計作成の処理が重なる。さらに8月以降は予算要求も始まるため、財務諸表の作成はその間で行われる。限られた人員と時間の中で、より正確かつ効率的に財務諸表を作成できるように、システムの改修、マニュアルの整備など、常に改善を図っていく必要がある。

### ③ 企業会計の動向を踏まえた検討

企業会計では、今後国際的な会計基準であるIFRS<sup>5</sup>の適用に向けた動きが本格化する。IFRSの導入に伴い、損益計算書が包括利益計算書となり、貸借対照表やキャッシュ・フロー計算書の表示方法や、個別の会計処理なども変更される可能性がある。このため、東京都でもこうした企業会計の動向を踏まえた上で、公的部門においても適用することが有用なものについては、適宜導入するための検討を行っていく。

<sup>5</sup> IFRSについては、第III編第3章参照

## 第3節 大阪府の新公会計制度

大阪府では、平成21年6月に新公会計制度プロジェクトチームを設置し、東京都の全面的な協力を得ながら、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の導入準備を進めている。

平成22年8月には、大阪府が導入する制度の基本的な考え方を「大阪府の新公会計制度（案）」として取りまとめ、公表した。今後は、この案をもとにさらに具体的な検討を深めた上で、平成23年度の試験運用を経て、平成24年度から本格運用を開始する予定としている。

この節では、「大阪府の新公会計制度（案）」の概要等について、東京都と比較して大阪府の特徴といえる点を中心に紹介する<sup>6</sup>。

### 1 新公会計制度の意義と制度設計の理念

大阪府は、真の地域主権を達成するためには、現下の厳しい財政状況を克服し、持続可能で安定的な財政運営を確保することにより、自治体経営の確立を図ることが不可欠であるとの認識のもと、新公会計制度の導入を進めている。

制度導入の意義は、①従来の官庁会計では見えなかった資産や負債のストック情報、減価償却や人件費などを含めたフルコスト情報を正確かつタイムリーに把握し、財務マネジメントを実践すること、②行政の専門知識を有していない者でも財務諸表は理解でき、行政関係者以外の第三者による客観的な検証を可能にすること、にある。

新公会計制度が自治体経営の実践に資するものとなるよう、特に次の5つの理念に重

きを置いて制度設計を行っている。

- ・公益目的、非収益性に配慮すること
- ・すべての利用者に分かりやすい財務諸表であること
- ・信頼性及び検証可能性が確保できる会計制度であること
- ・個別の組織、事業におけるマネジメントに活用できること
- ・財務諸表作成の労力・コスト・時間をできるだけ軽減するシステムであること

### 2 財務諸表の構成

大阪府の財務諸表の基本構成は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書の4表とし、基本的な処理方針の説明や不足する情報を補うために注記及び附属明細表を付する。

#### ① 貸借対照表

貸借対照表の構成は、資産の部、負債の部、純資産の部に大別し、資産の部と負債の部は、1年以内に現金化又は返済・償還するか否かにより流動と固定に分類して表示する。貸借対照表の概要は図表7のとおりである。

<sup>6</sup> 大阪府の新公会計制度の詳細については、大阪府会計局のホームページを参照  
<http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shokai.html>

図表7 貸借対照表の概要

資産と負債を原則として1年基準により流动と固定に分類

償却資産については減価償却累計額を差し引いた金額を表示

純資産の金額(資産と負債の差額)及び当期の増減額を表示

貸借対照表 平成N+1年3月31日現在	
資産の部	負債の部
流动資産 現金預金、未収金、短期貸付金、貸倒引当金など	流动負債 短期借入金、地方債、賞与引当金など
固定資産 事業用資産 建物、工作物、土地など	固定負債 長期借入金、地方債、退職手当引当金など
インフラ資産 建物、工作物、土地など 建設仮勘定	負債の部合計
投資その他の資産 出資金、長期貸付金、基金、貸倒引当金など	純資産の部 純資産 うち当期増減額
資産の部合計	純資産の部合計 負債及び純資産の部合計

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、建設仮勘定、投資その他の資産に分類する。事業用資産には、庁舎・住宅・学校などの土地、建物等を計上し、インフラ資産には「社会経済活動の基盤施設であり、広範なネットワーク性をもつもの」との観点から、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池等を計上する。

## ② 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、当期に属する費用と

収入を計上し、その差額を明らかにする。東京都と同じく通常収支と特別収支に大別し、さらに通常収支を行政収支と金融収支に区分する。

行政収支には主たる行政サービスの提供に係る費用とその財源である税収等を、金融収支には受取利息や支払利息等を、特別収支には固定資産の売却損益や建設事業に係る国庫補助金等を計上する。最後に全体の収支を当期収支差額として表示する。行政コスト計算書の概要は図表8のとおりである。

図表8 行政コスト計算書の概要

行政収支：主たる行政サービス活動に係る費用とその財源である税収等

金融収支：受取利息や支払利息等

特別収支：固定資産の売却等

行政コスト計算書  
自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日

通常収支
行政収入 府税、地方交付税、使用料など
行政費用 人件費、物件費、減価償却費など
行政収支差額
金融収入 受取利息及び配当金
金融費用 公債費(利息)、公債発行費など
金融収支差額
通常収支差額
特別収支
特別収入 固定資産売却益、建設国庫補助金など
特別費用 固定資産売却損など
特別収支差額
当期収支差額

### ③ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書では、現金の収入と支出がどのような要因で増減したかを明らかにする。収入と支出を、行政サービス活

動、投資活動、財務活動に区分し、それぞれの収入、支出とその差額を表示する。キャッシュ・フロー計算書の概要は図表9のとおりである。

**図表9 キャッシュ・フロー計算書の概要**

行政サービス活動：税や使用料等の収入及び給与や補助金等の支出

投資活動：建物や土地などの有形固定資産取得のための支出、基金の積立て、取崩しに係る収入・支出

財務活動：地方債や借入金など、将来的に返済義務を負う資金調達による収入及びその償還・返済の支出

#### キャッシュ・フロー計算書

自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日

##### 行政サービス活動収入

府税、地方交付税、使用料など

##### 行政サービス活動支出

人件費、物件費、維持補修費など

##### 行政サービス活動収支差額

##### 投資活動収入

資産売却収入、基金取崩額など

##### 投資活動支出

物件費、普通建設事業費など

##### 投資活動収支差額

##### 財務活動収入

地方債、他会計借入金など

##### 財務活動支出

地方債償還額、他会計借入金等償還額

##### 財務活動収支差額

##### 収支差額合計

##### 前年度からの繰越金

##### 形式収支

### ④ 純資産変動計算書及び純資産変動分析表

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動要因を明らかにする。変動要因の内訳を、①行政コスト計算書の当期収支差額、②組織間又は事業間の

資産・負債の移管額である内部取引、③組織間又は事業間で調整した一般財源等配分調整額、④会計間の繰入金・繰出金に区分して示す。純資産変動計算書の概要は図表10のとおりである。

**図表10 純資産変動計算書の概要**

開始時の資産と負債の差額を計上

組織間又は事業間ににおける財産、地方債等の変動状況を明記

#### 純資産変動計算書

自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日

区分	開始残高相当	収支差額	内部取引	一般財源等配分調整額	一般会計繰入金	一般会計繰出金	合計
前期末残高							
当期変動額							
当期末残高	組織間又は事業間で調整した一般財源等の調整状況を明記	会計間における繰入・繰出状況を明記					

なお、特に大阪府では、ここ十数年来、減債基金の借入れ等あらゆる手立てで財政再建団体転落を回避してきた結果、将来世代の負担が大きく積み上がり、その状態が見えにくかったことへの反省を踏まえ、将来世代との負担の公平性が保たれているか、どのように変動しているかを分析し、分かりやすく表示するため、附属明細表として純資産変動分析表を作成する。純資産変動分析表については図表11のとおりである。

この分析表では、貸借対照表に表示されるストックとしての純資産（＝「資産－負債」）の額が、どのような取組によって変動したのかを明らかにするため、純資産の増加・減少を、次の区分に分類する。

#### ア 固定資産から「財源として充当している負債」を除いた額の増減

当期の負担（もしくは費消）によって、次期以降の行政サービス提供に寄与する固定資産が増加（もしくは減少）した金額を表示する。

#### イ 資産の裏付けのない固定負債の増減

当期の費用を次期以降の負担として先送りした金額（もしくは当期の負担によって次期以降への負担の先送りを減じた金額）を表示する。

#### ウ その他の流動資産・流動負債の増減

前記のほか翌年度に繰り越すこととなる流動資産（負債）を表示する。

**図表11 純資産変動分析表の概要**

**純資産変動分析表**

自 平成N年4月1日 至 平成N+1年3月31日

	純資産増加	純資産減少	増加－減少	残高	主な増減要因（例）
平成N－1年度末純資産残高					
【当期増減内容】					
I. 固定資産から財源として充当している負債を除いた額の増減					
①事業用資産（建設仮勘定を含む）					【増加】○○施設建設 【減少】減価償却費
②インフラ資産（建設仮勘定を含む）					【増加】地方債の償還 【減少】○○施設除却
③その他					【増加】○○出資金
小計					
II. 資産の裏付けのない固定負債の増減					
①特別債					【減少】臨時財政対策債の発行
②基金借入金					【増加】減債基金借入金の償還
③長期性債務（退職手当引当金等）					【減少】退職手当引当金の増
小計					
III. その他の流動資産・流動負債の増減					
①その他資産（負債を伴わないもの）					【増加】現金預金の増
②その他負債（資産を伴わないもの）					【増加】賞与引当金の増
小計					
I～IIIの増減合計					
平成N年度末純資産残高					

### 3 大阪府の新公会計制度の特徴

#### (1) マネジメントに適した事業単位の設定

大阪府の財務諸表は、大阪府全体の財政状況を総論的に分析するためだけではなく、個々の組織・事業の財務マネジメントの実践に役立ツールとなることを目指している。このため、行政目的と組織の権限・責任に対応した事業単位を設定し、その単位ごとの財務諸表を正確に作成することが制度の根幹となる。

この基礎的単位として作成する事業別財務諸表を活用することにより、各々の事業を所管している組織が、主体的に経済的・効果的な事業執行に努めるとともに、その財務面の取組結果について報告責任を担うこととなる。

また、組織の権限・責任の階層構成に対応できるよう事業別財務諸表を部局単位で集約することにより部局別財務諸表を作成し、さらにそれらをすべて集約することにより大阪府全体の財務諸表を作成する。このように責任に応じた階層別財務諸表を積上げにより作成する手法により、大阪府の財務諸表は、経営者のマネジメントに資する「管理会計」と、外部への説明に資する「財務会計」という二つの機能を併せ持つことが可能となる。

#### (2) 事業ごとの正確な財務情報

事業単位ごとの財務諸表にストック・コスト情報を正確に表示するため、特に財政運営上大きなウエイトを占める地方債と人件費については、次の点に留意して配賦する。

① 地方債の計上に当たっては、地方債が果たす「住民負担の世代間公平のための調整」という機能を十分踏まえた上で、その残高・利払い等の実態を正確に会計別・事業別に

区分して表示することにより、持続可能な財政運営を行っているかをチェックできるようにする必要がある。

大阪府債の大半を占める市場公募債は、満期一括償還方式が採用されており、満期償還時期まで実際の残高は減少せず、満期時に一度に多額の償還財源が必要となる。このため、元金償還のための負担を期間ごとに平準化し、将来の償還財源を確保するため、毎年、元金の一定割合（元金均等償還を想定した場合の所要額）について、公債管理特別会計を通じて減債基金に積み立てることとしている。

このような実務を踏まえたうえで、会計別・事業別財務諸表には、次のように計上する。

ア 資産の裏付けのある地方債(建設事業債等)

地方債の充当によって形成し将来世代の便益となる資産の価額（借方）と将来世代の負担となる地方債残高（貸方）の推移を毎年正確に把握し、資産と負債のバランスを適切に管理することが重要な観点から、財務諸表の計上は次のように行う。

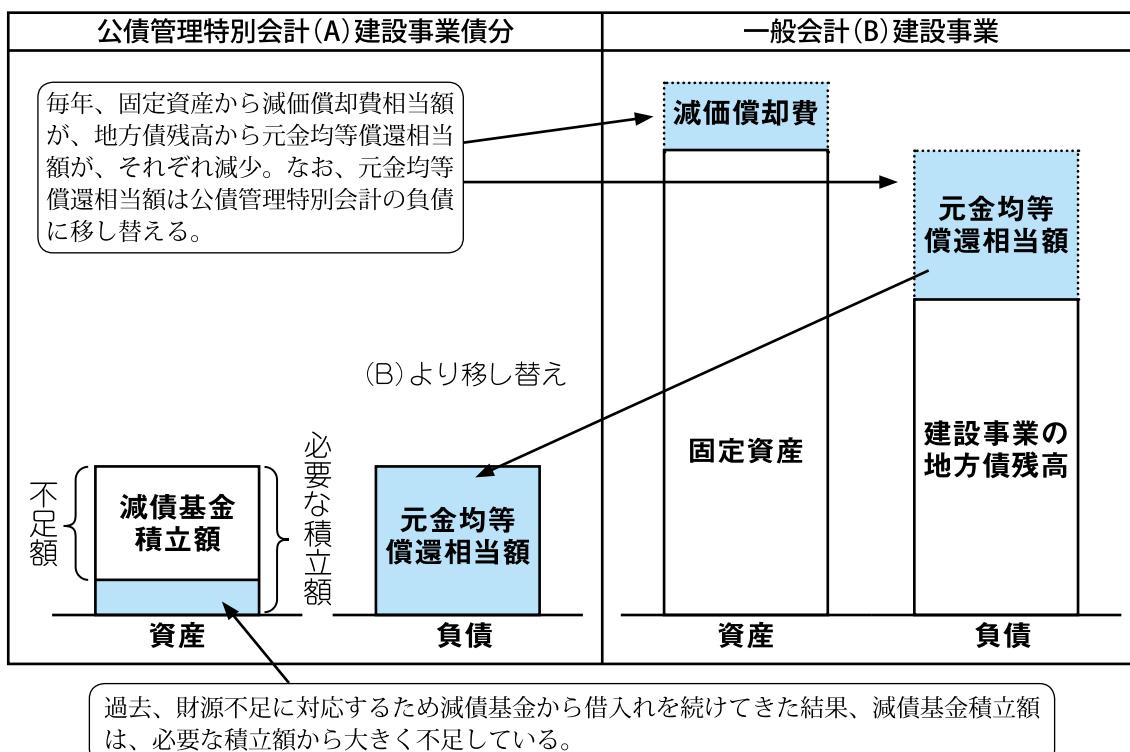
- ・新発債の発行額は、充当先事業の財務諸表に計上した上で、据置期間経過後、毎年、元金均等償還相当額を残高から減少させる。
- ・その元金均等償還相当額は、公債管理特別会計の負債として計上し、同額の減債基金積立額を資産に計上する。実際の元金償還時には、この支払準備金である減債基金積立額を充当する。

これにより、充当先事業の負債と資産の残高を毎年比較することができ、将来

世代と現役世代の負担の公平性を分析することができる。また、公債管理特別会計の財務諸表では、過去の財源不足を補うために減債基金の借入れを行ってきた

こと等により支払い準備の残高が不足していることが明らかとなり、将来世代への負担の先送り額を明瞭に表示できる。これらの地方債の表示については図表12のとおりである。

図表12 地方債の表示の仕組（1）

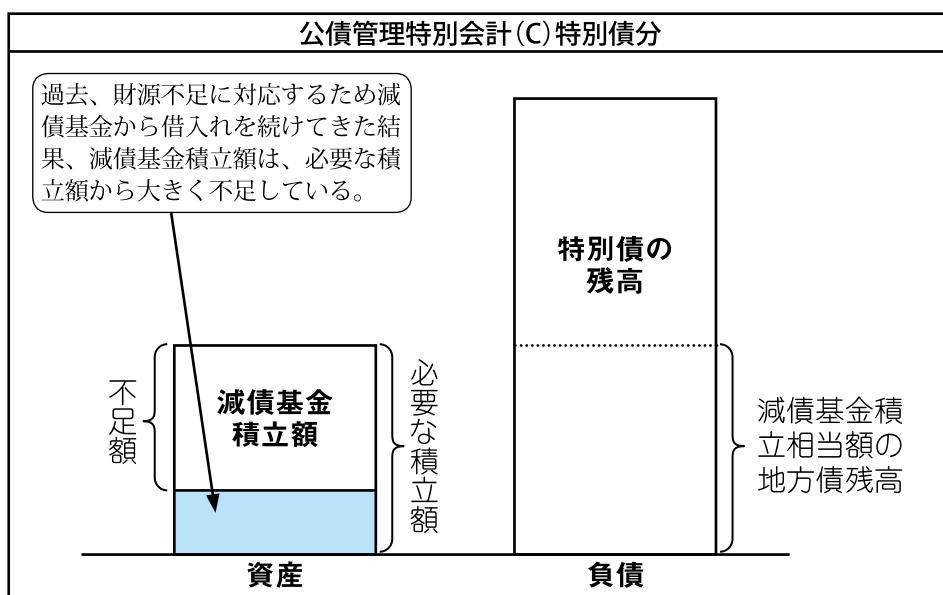


#### イ 資産の裏付けのない地方債

将来世代に負担を先送りした財源対策のための地方債（臨時財政対策債等）や減債基金積立不足額を公債管理特別会計の貸借

対照表で明瞭に表示する。財源対策のための地方債等については図表13のとおりである。

図表13 地方債の表示の仕組（2）



② 人件費は、個々の事業の管理者がコントロールできない要素を排除する観点から、原則として、職階ごとの全庁平均給与額に各々の事業の職員数を乗じた額を事業ごとに配賦する。この配賦方法により、人事異動の結果生じる職員の年齢差等による給与の変動が事業コストの変動として極力表示されないようにすることができ、管理者の責任に基づく実質的な財務マネジメントの結果についての経年評価が可能となる。

### (3) 適切な資産評価

固定資産の評価は、金額が客観的であること、地方債残高との対比により世代間負担の公平性や受託責任の評価が可能となることなどの理由により、原則として取得原価主義を採用する。

償却資産は、道路などのインフラ資産も含め、すべて定額法による減価償却を行い、減価償却費を毎期の費用として計上する。

その上で、固定資産形成に伴う将来世代の負担（負債）と受益（資産）の適切な評価を促進し資産の有効活用に資するため、減損会計を導入する。なお、固定資産の多くは、民間企業とは異なり収入の獲得を主たる目的とするものではないことから、地方独立行政法人の減損会計と同じように、行政サービス提供能力を減損の判定指標とする。この減損会計の導入により、1つ1つの固定資産が、府民の負託に応えられているかを常にチェックし報告する仕組が導入される。

また、固定資産のうち売却方針が確定したもの（売却予定固定資産）は、今後の売却収入見込額を明らかにするため、附属明細表を作成し、貸借対照表の取得価額に加えて、時価情報を表示する。

### (4) 出納整理期間中の取引を除く財務情報の開示

出納整理期間は、官庁会計特有の制度であり、企業会計には存在しない。この期間中には新旧両年度の取引が存在するため、出納整理期間中の取引を織り込むと、現金をはじめ、資産・負債残高の検証が困難となり、過去には、一部の自治体で、出納整理期間を利用した不透明な取引が行われた事例がある。

大阪府では、官庁会計決算の補完機能・整合性確保の観点から、出納整理期間の取引を含めた財務諸表の作成を基本とするが、出納整理期間に関わる前記の課題に対応し、一層の透明性を確保するため、出納整理期間の取引を除く要約財務諸表を附属明細表として作成する。

### (5) 民間企業会計の実務・考え方を導入

さらに、日々仕訳方式のメリットを最大限に活用して期中の財務情報の把握を行うほか、リース資産・ソフトウェアの計上や貸倒引当金（将来リスク）の計上など、民間企業会計の実務・考え方を導入することにより、正確な財務情報を把握し、きめ細かいマネジメントを実践する。

また、建設事業の財源として充当される国庫支出金などの収入についても、企業会計の一般的な処理であるインカム・アプローチを参考にして、当該年度の行政コスト計算書に収入として計上する。これにより、貸借対照表と行政コスト計算書の連携が保たれることとなる。

## 4 財務諸表の活用

### (1) 財務マネジメントの強化

新公会計制度導入の主眼は、従来の財政担当部局を中心とした財務マネジメントという

手法を改め、個々の事業を担当するすべての組織が主体的に財務マネジメントを行うことにより、実質的かつ実効性のある財務改善に努め、「最少のコストで最大の成果」を達成する取組を進めることにある。

事業責任者は、各々の財務諸表を活用し、数値目標を設定した上で事業執行に努め、期中の財務情報も把握しながら適宜軌道修正を行い、年度終了後は目標達成度を測定し、さらなる今後の取組方策を検討していくことになる。

## (2) P D C A サイクルの構築

事業責任者の主体的な財務マネジメントの取組を支援するため、府政運営の様々な場面で財務諸表を活用した P D C A サイクルの構築に取り組んでいく。

- ・予算から決算まで一連の流れで事業の管理・分析・評価が可能となるよう、予算編成における事業単位も再編し、財務諸表作成単位と統一し、予算書の説明欄は、その事業単位で表記する。具体的には、従来の 2,000 項目に及ぶ歳出予算事業を財務諸表の事業単位に改めるとともに、その事業単位での人件費・公債費を含むコスト情報を参考表記する。
- ・各事業に占める人件費率や、同種の事業を実施する所属間での人件費の比較等により、適正な職員数の検討など要員マネジメントを推進する。
- ・フルコスト情報に基づく公の施設の利用料検討や事業別財務諸表に基づく市場化テスト対象業務の選定を進める。
- ・府有財産のストック情報を一元的に管理することにより、財産の有効活用を推進する。

- ・財務諸表を活用した監査機能の充実・強化を進める。

## (3) パブリックアカウンタビリティの充実

組織別・事業別・全体の財務諸表を活用して、アニユアル・レポートの発行や I R 活動の充実を図る。また、決算審査の一層の充実を図るため、事業ごとの財務情報と事業成果を対比して示した資料を作成し、議会へ提出する。